

第6章 目標の達成に向けた取組

6.1 計画体系

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減目標を達成していくために、5つの基本方針のもと取組を推進していきます。

■計画の体系

基本方針	施策	
方針1 温室効果ガス排出抑制の推進	1-1	省エネルギー建物・設備等の普及
	1-2	公共施設の省エネルギー化
方針2 再生可能エネルギーの導入促進	2-1	再生可能エネルギー導入の普及促進
	2-2	公共施設への再生可能エネルギーの導入
	2-3	地域資源等の利活用に関する検討
方針3 脱炭素なまちづくりの推進	3-1	交通における脱炭素化の促進
	3-2	吸収源を増やす取組の推進
方針4 循環型社会の構築	4-1	ごみの発生抑制、資源化・再利用の促進
方針5 主体間の協働・連携	5-1	脱炭素につながる行動様式への転換
	5-2	主体間連携の推進

★：重点施策

関連する SDGs 目標	取組内容	ページ
	①家庭や事業所の省エネ設備導入推進★	43、46
	②住宅の ZEH 化、建築物の ZEB 化促進★	43、47
	①公共施設の省エネルギー化の推進★	43、48
	②公共施設の ZEB 化	44
	①自家消費型太陽光発電設備の普及促進★	51、54
	②再エネ電力への利用拡大	51
	③水素や未利用熱などの技術の導入検討	51
	①公共施設への太陽光発電設備の導入★	51、56
	②公共施設で使用する電力の再エネ化	51
	①促進区域の設定検討	52
	②他自治体との連携による再エネ電力調達	52
	①公共交通機関等の利用促進	61
	②次世代自動車の導入促進★	61、64
	③公用車における次世代自動車の導入促進★	61、64
	①公共施設などの緑化の推進	62
	②緑地・樹林の適切な維持管理	62
	① 5R+1[協働]の推進	67
	②プラスチックごみの削減★	67、69
	③食品ロスへの対策	67
	④グリーン購入*の推進	68
	①脱炭素に向けた行動の促進★	72、74
	②脱炭素経営に向けた取組支援	72
	①環境教育・学習の推進★	72、75
	②主体間連携の推進	73

6.2 取組内容

各取組を効果的に進めていくために、基本方針ごとの市、市民、事業者の取組と進行管理指標を設定します。温室効果ガス排出量の削減目標に合わせて進行管理指標の推移を算定・把握していくことで、総合的に本計画の進捗状況を管理していきます。



方針 1 温室効果ガス排出抑制の推進

本市から排出される温室効果ガスは、家庭部門及び業務部門からの排出が7割を占めていることから、暮らしや業務における温室効果ガスの排出抑制対策が重要です。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、一人ひとりが脱炭素につながる新しい行動様式に転換していくことが不可欠であるため、市、市民、事業者が一体となり、市全体で脱炭素につながる取組を推進していきます。

■ 進行管理指標

進行管理指標	実績		目標	
	直近年度	実績値	目標年度	目標値
市域のエネルギー消費量※1	令和 2 (2020)	3,153 TJ	令和 12 (2030)	2,786 TJ
「カーボンニュートラル住宅設備等補助金」の導入件数（累計）	令和 4 (2022)	1,361 件	令和 12 (2030)	2,430 件
公共施設の ZEB 化等の実施に向けた検討	令和 4 (2022)	—	令和 12 (2030)	3 件
市の事務事業における温室効果ガス排出量※2	平成 25 (2013)	9,346 t-CO ₂	令和 12 (2030)	4,574 t-CO ₂

※1 実績値は東京都提供資料より 2020 年度の値

※2 実績値は「事務事業編」における基準年度である 2013（平成 25）年度の数値を記載

■ 施策と取組内容

施策		取組内容	重点ページ
1-1	省エネルギー建物・設備等の普及	①家庭や事業所の省エネ設備導入推進★	46
		②住宅の ZEH 化、建築物の ZEB 化促進★	47
1-2	公共施設の省エネルギー化	①公共施設の省エネルギー化の推進★	48
		②公共施設の ZEB 化	

1-1 省エネルギー建物・設備等の普及



① 家庭や事業所の省エネ設備導入推進

重点 p46

家庭や事業所におけるエネルギー消費量を削減するため、照明や空調などの設備を省エネ性能の高い製品への交換や、EMS*（エネルギー・マネジメント・システム）の導入を進めて、省エネ化の推進を図ります。

市の補助事業「カーボンニュートラル住宅設備等補助金」等の周知や、省エネに関する取組事例の情報提供を行い、住宅や建築物の省エネ性能の向上及び省エネ行動の推進を図ります。

[検討する主な事業等]

- 「カーボンニュートラル住宅設備等補助金」の利用促進

② 住宅の ZEH 化、建築物の ZEB 化促進

重点 p47

住宅や事業所に対して、ZEH、ZEB 等の省エネ性能が高い建物に関する普及啓発を行います。新築や建て替え、改修等を契機とした断熱性・気密性向上や高効率機器の導入と太陽光発電設備等の組み合わせにより ZEB の普及を推進します。また、合わせてソーラーカーポート*や、V2H*の設置についても推奨します。

[検討する主な事業等]

- 「カーボンニュートラル住宅設備等補助金」の周知と利用促進
- 住宅及び建築物の省エネ化（リフォーム時の断熱性能の向上等）
- 高効率設備（トップランナー基準の設備）の利用
- 省エネの情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理、省エネに関する取組例や節約効果等の情報提供

1-2 公共施設の省エネルギー化



① 公共施設の省エネルギー化の推進

重点 p48

市は地域の一事業者として、「第三次稲城市職員エコ・アクションプラン」に基づき、省資源・省エネ化の取組を率先して取り組むとともに、照明の LED 化などの設備更新を計画的に進めて、公共施設における温室効果ガス排出量を削減します。

[検討する主な事業等]

- 公共施設照明の LED 化事業
- 省エネに関する取組例や節約効果等の情報提供、普及啓発
- 国や東京都の補助事業の情報提供、利用促進

② 公共施設の ZEB 化

今後新築及び改築が見込まれている公共施設においては、温室効果ガス排出量を削減できる ZEB（原則 ZEB Oriented 相当以上）として、建物自体の省エネ化を進めます。令和 12（2030）年度までに、新築建築物の平均で ZEB Ready 相当とすることを目指します。

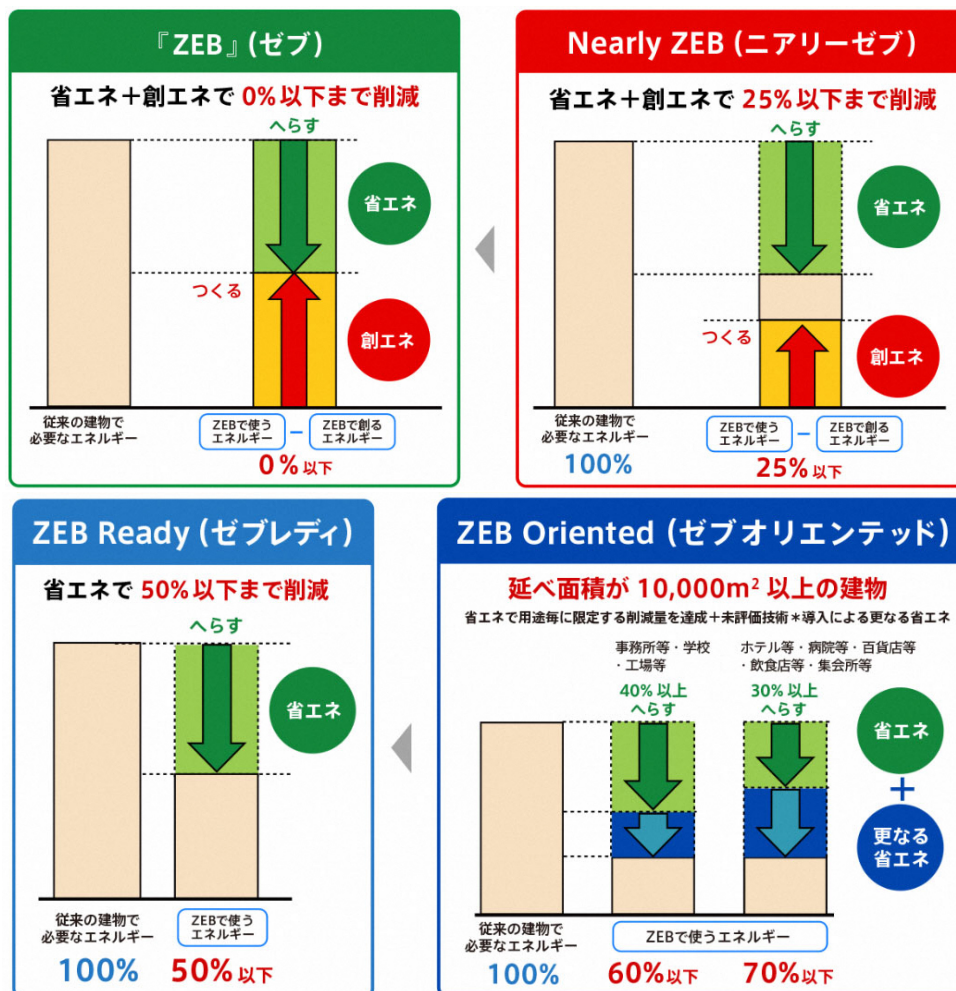
[検討する主な事業等]

- 先進事例の収集及びホームページなどによる公表
- 新築・改築時における公共施設、学校の ZEB 化
- 防災拠点となる公共施設の ZEB 化における BCP 対策の検討

<コラム> ZEB（ゼブ）- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

ZEB とは、建築物で消費するエネルギー量が大幅に削減されている建築物のことです。建物の消費エネルギーを完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、太陽光発電設備等の創エネ（エネルギーを創ること）により、建物で消費するエネルギーを正味でゼロにすることができます。

ZEB はエネルギー消費量が削減できること以外に①光熱費の削減、②快適性・生産性の向上、③不動産価値の向上、④事業継続性の向上など様々なメリットがあります。



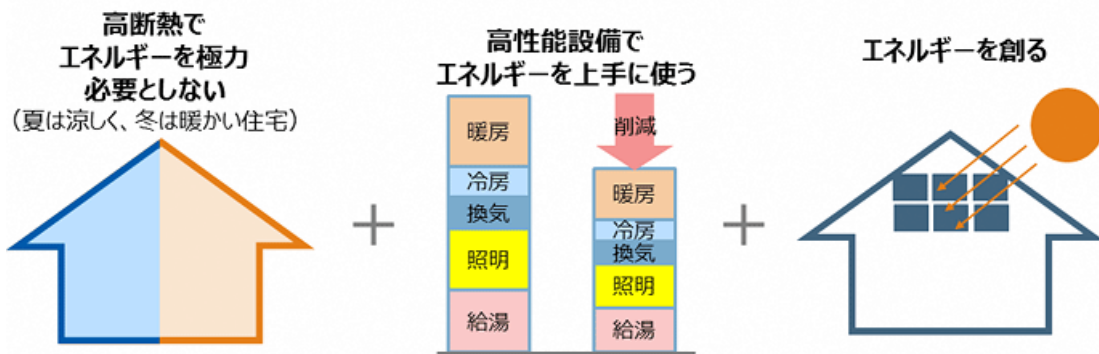
■ ZEB の種類

出典：ZEB PORTAL [ゼブ・ポータル]（環境省 ホームページ）

<コラム> ZEH（ゼッチ）- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス -

ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称で、家庭で使用する年間エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした住宅のことです。

家の断熱性能を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質も維持しながら大幅な省エネを実現した上で、使用するエネルギーを太陽光発電や地中熱などの再生可能エネルギーの活用を組み合わせることで、住まいのエネルギー収支ゼロ（=ZEH）が実現します。また、台風や地震等、災害の発生に伴う停電時において、太陽光発電による電気を使うことができるため、非常時でも安心な生活を送ることができます。

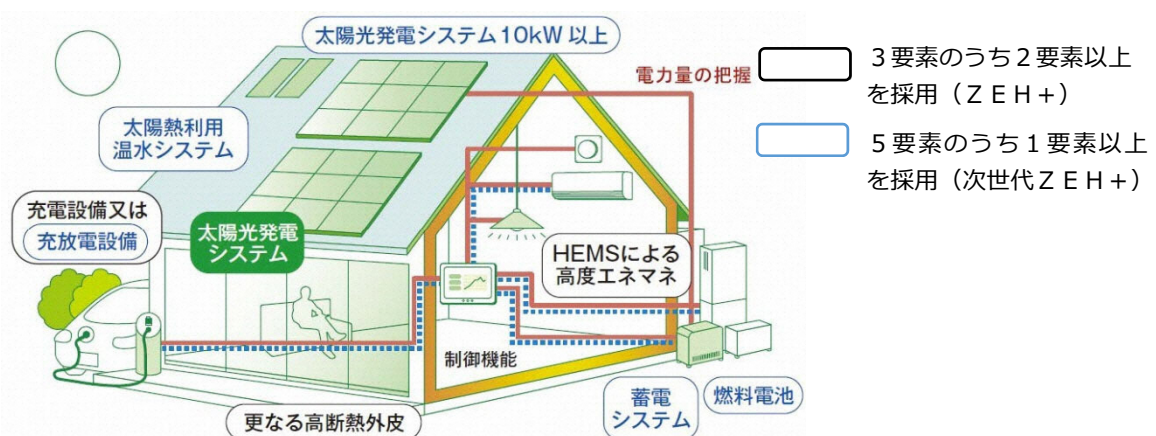


出典) 経済産業省ホームページ

<ZEHの定義>

高断熱基準と設備の効率化で 20%以上省エネを満たした上で、太陽光発電等によりエネルギーをつくり、正味で 100%以上省エネを達成した住宅を「ZEH」、正味で 75%以上省エネを達成した住宅を「Nearly ZEH（ニアリーゼッチ）」といいます。

さらに、省エネを 25%以上削減した場合は「ZEH+（ゼッチプラス）*」及び「Nearly ZEH+（ニアリーゼッチプラス）」となり、ZEH+に加えて、蓄電池・V2H 設備、燃料電池や太陽熱を活用し、創ったエネルギーの自家消費が更に進んだモデルは「次世代 ZEH+」となります。



資料) 経済産業省・環境省資料より作成

■住宅単体で自家消費を拡大させたモデル（次世代 ZEH+）

<重点施策> 1-1 省エネルギー建物・設備等の普及

①家庭や事業所の省エネ設備導入推進

家庭や事業所におけるエネルギー消費量を削減するため、カーボンニュートラル住宅設備等補助金の周知や、国や東京都が実施する高効率設備導入補助金等、省エネに関する取組事例の情報提供を行うことで、従来よりも効率の高い省エネ機器の導入を支援し、家庭や事業所の省エネを促進します。

取組内容	市	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル住宅設備等補助金の利用促進 ・国や東京都の補助事業推進による、事業者の省エネ設備の導入推進 ・省エネ設備や省エネ行動に関する情報提供 ・省エネに向けた取組の先進事例の情報収集及び事業者への情報提供 ・中小企業向け省エネ診断の情報提供
	市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ性能の高い設備・機器等の導入促進 ・補助事業を活用した省エネ設備の積極的な導入 ・市内事業者における省エネに向けた取組の情報共有、省エネ診断の実施
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の高効率化、建物の断熱性能の向上による省エネ、経費削減効果 ・設備導入（BEMS*、FEMS*等を含む）によるエネルギーの見える化 ・省エネ行動の促進 	
課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器や取組に関する情報の提供方法の検討 	
補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル住宅設備等補助金 ・国、東京都（東京ゼロエミ住宅等）の補助金 	

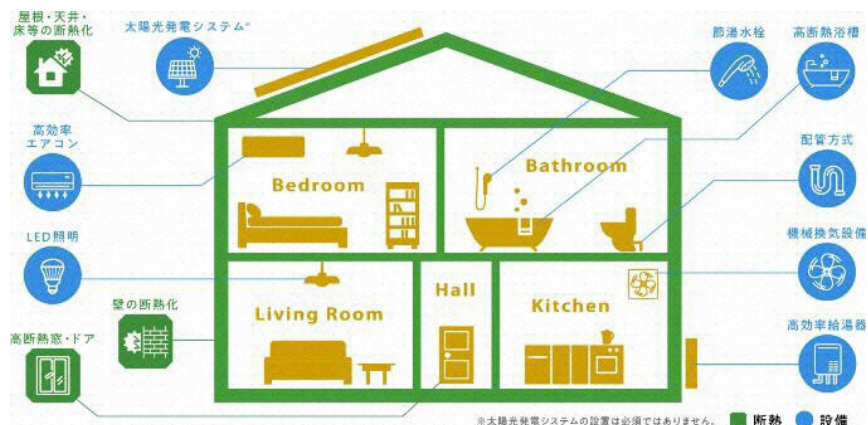
<コラム> 東京ゼロエミ住宅

家庭の省エネ対策を推進し、高い省エネ性能等を持つ住宅を普及させるため、令和元年度から東京都が設定した基準です。高い断熱性能の断熱材や窓とともに、省エネ性能の高い照明やエアコンなどを取り入れ、省エネに加えて高断熱化によって快適な室温が維持され、部屋間の温度差も小さくなり、ヒートショックの抑制にもつながります。

東京ゼロエミ住宅の環境性能基準では、一次エネルギー消費量を30%程度削減できるとして、東京都では建築主に対しその費用の一部を補助する事業を実施しています。また、東京ゼロエミ住宅に太陽光パネルを設置する場合、設置規模に応じて上乗せして補助を行っています。

※「ゼロエミ」とは「ゼロエミッション（ZERO EMISSION）」の略

東京ゼロエミ住宅の概要図
出典）東京都環境局



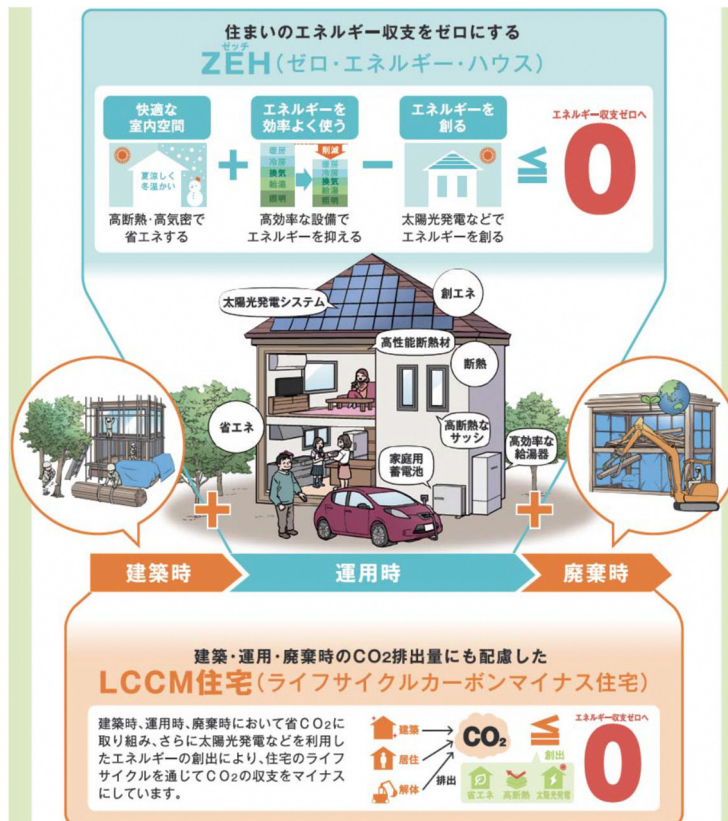
②住宅のZEH化、建築物のZEB化促進

カーボンニュートラル住宅設備等補助金により創エネ・省エネ機器の導入を支援します。また、国や東京都が実施する高効率設備導入補助金等の情報発信を行い、家庭や事業所における省エネ化を促進します。

取組内容	市	・ZEH、ZEBに関する技術情報、国・東京都の補助金等の情報提供 ・市内事業者（住宅メーカー、工務店等）と連携したZEHやZEH+、LCCM住宅*の普及促進
	市民	・新築住宅のZEH化
	事業者	・新築建築物のZEB化 ・市内事業者としてZEH、ZEH+、LCCM住宅の普及促進
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅における脱炭素化 ・エネルギー供給の自立・分散型システム化による、災害時の電源利用（太陽光・蓄電池・家庭用燃料電池など） ・住宅更新時にあわせたシステムの導入促進 	
課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEB、ZEHに対する更なる普及啓発 ・補助制度の促進、ZEH等導入費用のコストダウン ・経年的な削減効果が大きいが、メリットが見えづらく、導入費用の負担が大きくなると積極的になれない 	

<コラム> LCCM住宅

運用時（家に住んでいる間）だけでなく、建設時や廃棄時においても省CO₂に取り組み、太陽光発電などの創エネにより、住宅のライフサイクルを通じてCO₂の収支をマイナスとした住宅をLCCM住宅（ライフサイクルカーボンマイナス住宅）と言います。



<重点施策> 1-2 公共施設の省エネルギー化

①公共施設の省エネルギー化の推進

市は地域の一事業者として、「第三次稲城市職員工コ・アクションプラン」に基づき、自らの活動から生じる温室効果ガス排出量を削減します。

国の事務事業編である「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下、「政府実行計画」という）に準じた削減目標を掲げ、設備の運用改善とともに、高効率設備を計画的に導入します。照明の LED 化に関しては最優先に着手し、公共施設照明の LED 化事業による削減を進めます。

また、公共施設の統廃合や新たな建築物が新設される場合には、原則 ZEB（ZEB Oriented 相当以上）の導入を進めます。

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設照明の LED 化事業 ・省エネに関する取組例や節約効果等の情報提供、普及啓発 ・省資源・省エネ化の率先行動 政府実行計画の目標水準： 【LED 照明】施設全体の LED 照明の導入割合を、2030 年度までに 100% 【新築建築物】原則 ZEB Oriented 相当以上、2030 年度までに新築建築物の平均 ZEB Ready 相当
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・運用改善による省エネ、経費削減効果 ・設備導入によるエネルギーの見える化 ・省エネ行動の促進
課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器や取組に関する情報の提供方法の検討

公共施設照明の LED 化による消費エネルギー・温室効果ガス削減効果

■ 2030 年度（2024 年度～）

・照明の LED 化温室効果ガス削減量：0.961 千 t-CO₂/年

対象：防災センター、文化センター、小中学校、図書館、体育館など 42 施設

公共施設の ZEB 等導入による消費エネルギー・温室効果ガス削減効果

■ 2030 年度

・新築建築物を ZEB 化した場合 ZEB Oriented 水準

消費エネルギー削減量：0.96 TJ /施設

温室効果ガス削減量：0.04 千 t-CO₂ /施設

対象：1 施設（年間消費エネルギー 2,400 GJ/年、温室効果ガス排出量 110 t-CO₂/年程模）
ZEB Oriented 水準を達成の場合を想定

※ZEB Oriented、ZEB Ready の解説は p44 コラムを参照

ZEB Oriented：▲40%以上の一次エネルギー消費量に適合。ZEB Ready を見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネ設備に加え、更なる省エネの実現に向けた措置を講じた建築物

ZEB Ready：▲50%以上の一次エネルギー消費量に適合。ZEB を見据えた建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネ設備を備えた建築物

市民の取組

- 照明や空調、給湯など、機器購入時には、省エネ性能が高い機器を選択します。
- 住宅の建て替えやリフォームの際は、建物の高断熱化や高气密化など省エネ化を図ります。
- HEMS*の導入を検討するなど、エネルギー管理に取り組みます。
- 日常生活での省エネ行動により家庭からの二酸化炭素の排出を積極的に減らしていきます。

事業者の取組

- 環境に良い商品（グリーン商品）を購入します。
- 照明や空調、給湯など、機器購入時には、省エネ性能が高い機器を選択します。
- 事業所の ZEB 化を検討します。
- 高性能断熱材などによる建物の断熱化を検討します。
- LED 照明などの高効率照明への切り替えを検討します。



方針 2 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない持続可能なエネルギー源です。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光発電設備の普及促進や、再エネ電力への切り替えに取り組めます。自家消費型の太陽光発電設備と蓄電池を合わせて活用することで、発電した電力を効率的に利用できるだけでなく、災害時に独立したエネルギー源としての役割を担うこともできます。また、公共施設への積極的な再生可能エネルギー導入を進めて、再生可能エネルギーの地産地消を目指します。

■ 進行管理指標

進行管理指標	実績		目標	
	直近年度	実績値	目標年度	目標値
再生可能エネルギー発電量（累計）※1	令和 2 (2020)	8,105 MWh	令和 12 (2030)	88,639 MWh
公共施設における太陽光発電設備導入量※2	令和 4 (2022)	135 kW	令和 12 (2030)	1,414 kW
カーボンニュートラル住宅設備等補助金を活用した太陽光発電設備の導入件数（累計）	令和 4 (2022)	304 件	令和 12 (2030)	600 件

※1 固定価格買取（FIT）制度における認定を受けている再生可能エネルギーの発電量（バイオマス発電分を除く）

※2 PPA による公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池導入事業等により、導入量を把握

■ 施策と取組内容

施策		取組内容	重点ページ
2-1	再生可能エネルギー導入の普及促進	①自家消費型太陽光発電設備の普及促進★	54、55
		②再エネ電力への利用拡大	
		③水素や未利用熱などの技術の動向調査及び導入検討	
2-2	公共施設への再生可能エネルギーの導入	①公共施設への太陽光発電設備の導入★	56
		②公共施設で使用する電力の再エネ化	
2-3	地域資源等の利活用に関する検討	①促進区域の設定検討	
		②他自治体との連携による再エネ電力調達	

2-1 再生可能エネルギー導入の普及促進



① 自家消費型太陽光発電設備の普及促進

重点 p54、55

家庭や事業所における太陽光発電設備及び蓄電池の導入により、自家消費型の再生可能エネルギー利用の普及促進を図ります。

[検討する主な事業等]

- 家庭・事業所への太陽光発電設備及び蓄電池の普及促進
- 「カーボンニュートラル住宅設備等補助金」による支援
- PPA^{*}を利用した既存住宅への太陽光発電設備導入支援の周知

② 再エネ電力への利用拡大

自ら消費するエネルギーにおける、再生可能エネルギー由来電力への切り替えを促進します。

[検討する主な事業等]

- 非化石証書^{*}購入やJ-クレジット^{*}の活用による再エネ調達取組の普及
- 先行事例の水平展開、紹介

③ 水素や未利用熱などの技術の動向調査及び導入検討

可能な限り市内で創出された再生可能エネルギーを利用することで脱炭素を実現するため、水素の活用や、地中熱や下水熱といった熱エネルギーなどの技術情報を収集し、地域資源の有効活用の方策を検討します。

[検討する主な事業等]

- 水素ステーションの設置に向けた検討
- 地中熱、下水熱などの多様なエネルギーの活用検討

2-2 公共施設への再生可能エネルギーの導入



① 公共施設への太陽光発電設備の導入

重点 p56

公共施設において PPA などによる太陽光発電設備導入を進めて、再生可能エネルギー利用を促進します。市が率先して導入することで地域の脱炭素を進めます。

[検討する主な事業等]

- PPA による公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池導入事業

② 公共施設で使用する電力の再エネ化

公共施設等において、再生可能エネルギー由来の電力の調達を促進します。

[検討する主な事業等]

- 電力調達時における再エネ電力メニュー購入や、排出係数の少ない電力を使用した電力会社との契約の検討
- 非化石証書購入やJ-クレジットの活用による再エネ調達の普及

2-3 地域資源等の利活用に関する検討



① 促進区域の設定検討

環境に配慮し、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するため、温対法で規定された促進区域（地域脱炭素化促進事業の対象となる区域）の設定に向けた検討を進めます。

また、地域資源である太陽光発電等の導入促進のため、建築物省エネ法*における促進区域について検討します。

[検討する主な事業等]

- 温対法に基づく促進区域の設定の検討
- 建築物省エネ法に基づく促進区域の設定の検討

② 他自治体との連携による再エネ電力調達

脱炭素社会の実現に向けて、地域の再生可能エネルギーだけでは、市内で消費するエネルギーが賄えないことから、協定自治体等との連携による再生可能エネルギー電力の調達を検討します。また、クリーンセンター多摩川にて関連4市のごみを焼却処理する際に生じる発電電力について、余剰分の有効利用を検討します。

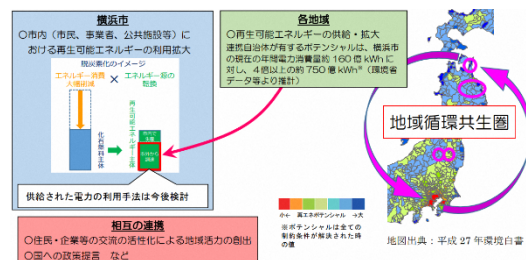
[検討する主な事業等]

- 姉妹都市等の他自治体連携による再エネ電力調達の検討
- クリーンセンター多摩川の余剰電力の利活用

<コラム> 再生可能エネルギーに関する連携協定の事例（神奈川県横浜市）

横浜市では、再エネ供給ポテンシャルが2050年の市内電力消費量の1割程度と試算され、市内で発電される再エネ由来電力だけでは需要をまかなうことはできないと想定されています。

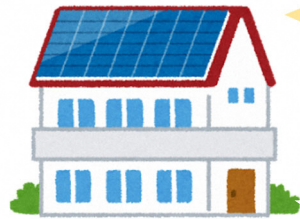
そこで、資源を豊富に有する自治体と「再生可能エネルギーに関する連携協定」を締結し、再エネの創出・導入・利用拡大に資する取組等を進めています。再生可能エネルギーの電気は、協定を締結する市町村から横浜市域へ供給され、供給元市町村とは、地域活性化に貢献する取組が行われています。



<コラム> 太陽光発電設備の設置について

【自己所有型】

- ・個人で太陽光発電設備を購入する方法。
- ・電気料金の削減額は PPA モデルと比較して大きい。設備の初期投資や運用・管理・保守に費用はかかるが、発電した電気を無料で利用できる。



メリット

- ・電気料金の削減効果大きい
- ・余剰分は売電可能
- ・非常用電源の確保
- ・CO₂削減

デメリット

- ・初期投資が必要
- ・運用・管理・保守は自己負担

【PPA（電力購入契約）モデルの活用】

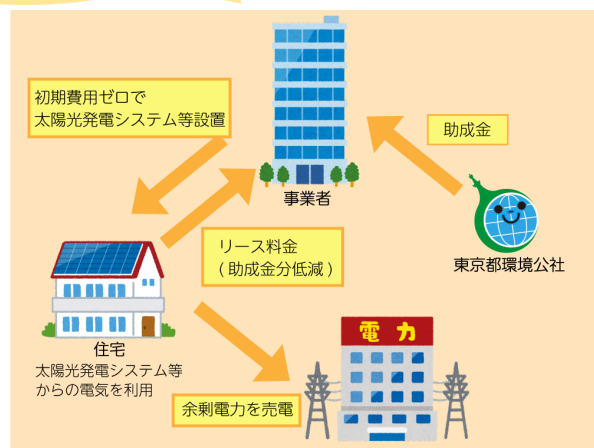
- ・PPA 事業者と利用契約を締結し、需要家が保有する土地や建物を PPA 事業者が借りて設備を設置・発電し、計画期間中の運用・管理・保守を行う。契約期間後は住宅所有者に無償譲渡される。
- ・設備の所有は第三者が持つ形となるので、導入等にかかる費用を負担することなく、再エネ利用が実現できる。

メリット

- ・初期費用不要
- ・契約期間中の運用・管理・保守が不要
- ・契約期間後は無償譲渡される
- ・非常用電源の確保
- ・CO₂削減

デメリット

- ・電気料金の削減効果は低い
- ・契約期間中は交換・処分不可
- ・契約期間満了後はメンテナンスが自己負担



出典) 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業(東京都環境局)

<重点施策> 2-1 再生可能エネルギー導入の普及促進

①自家消費型太陽光発電設備の普及促進

<家庭>

本市では、宅地開発が現在も進行中であり、市の人口は2050年頃をピークに今後も増加が予想されています。市内では太陽光発電設備が設置された戸建住宅の供給も始まっており、民間事業者と情報交換を行うなど太陽光発電設備の普及を積極的に進めます。

新築住宅では、屋根置き太陽光発電設備の導入と合わせて、ZEH化やソーラーカーポート、V2Hなどの導入を推進します。既存住宅においても、PPAモデルを活用した太陽光発電設備設置などの積極的な普及啓発、導入を促進します。

取組内容	市	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル住宅設備等補助金による導入支援 ・東京都PPAモデル（住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業）の利用促進 ・民間事業者との情報交換
	市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー設備の積極的な導入 ・太陽光発電設備設置の普及に向けた情報提供の協力
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で使用する電気の脱炭素化 ・各家庭で創エネ・蓄エネ設備導入によるレジリエンスの向上 ・再生可能エネルギーの地産地消によるエネルギー代金の域外流失の抑制 	
課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・PPAモデルの認知度の向上 ・SNSの活用等、補助制度等の情報の発信方法の検討 ・東京都の補助事業の期間との調整 	
補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル住宅設備等補助金 ・東京都の補助金（東京ゼロエミ住宅導入促進事業等） 	

家庭部門における太陽光発電設備設置による温室効果ガス削減効果

■2030年度

住宅種別	1件当たり設備容量 (kW・件)	導入件数 (件)	発電電力量 (kWh)	温室効果ガス削減効果 (千 t-CO ₂)
戸建住宅	5	5,903	40,774,993	10.2
集合住宅	10	676	9,178,970	2.3
合計	—	—	—	12.5

※発電電力量 (kWh/年) = 設備容量 (kW・件) × 地域別発電係数 (kWh/kW・年) × 導入件数 (件)
 地域発電係数は p28 ■本市における太陽光発電導入ポテンシャルより推計、戸建住宅 89,365.0 MWh/64.7 MW、集合住宅 20,117.2 MWh/14.8 MW

※温室効果ガス排出量 (t-CO₂/年) = 発電電力量 (kWh/年) × 電力排出係数 (t-CO₂/千 kWh)
 2030年度に想定されている電力排出係数：0.25 t-CO₂/千 kWh (地球温暖化対策計画より)

<事業者>

産業部門及び業務部門から排出される二酸化炭素は市全体の約4割を占めており、それぞれの事業者に適した取組が必要です。事業者が活用できる国や東京都の補助事業について積極的に情報発信を行います。

中小規模事業者は、設備導入が経営面に与える影響が大きいことから、中小規模事業者における先進事例紹介や、地域金融機関等と連携した情報共有を行い、再生可能エネルギーの導入を促進します。

取組内容	市	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・PPA事業やソーラーカーポート導入による費用対効果等の情報発信 ・地域内のエネルギー有効利用の検討 ・事業者への太陽光発電設備等の補助金導入の検討 ・国・東京都で活用可能な補助事業の情報提供
		中小規模事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ設備の導入促進に向けた施策実施の検討 ・中小規模事業における再エネ導入の先進事例の情報収集及び事業者への情報提供
	事業者	大規模事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・社屋における太陽光発電設備の積極的な導入 ・駐車場におけるソーラーカーポートの導入
		中小規模事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業を活用した太陽光発電設備の積極的な導入 ・市内事業者における取組の情報共有
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者で使用するエネルギーの脱炭素化 ・ESG経営*による企業価値の向上 ・各事業者で創エネ・蓄エネ導入によるBCP*対策 ・先進事例共有による再エネ導入の水平展開 		
課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果等、経営面との調整が必要 ・市内事業者や金融機関等との調整が必要 		

<重点施策> 2-2 公共施設への再生可能エネルギーの導入

①公共施設への太陽光発電設備の導入

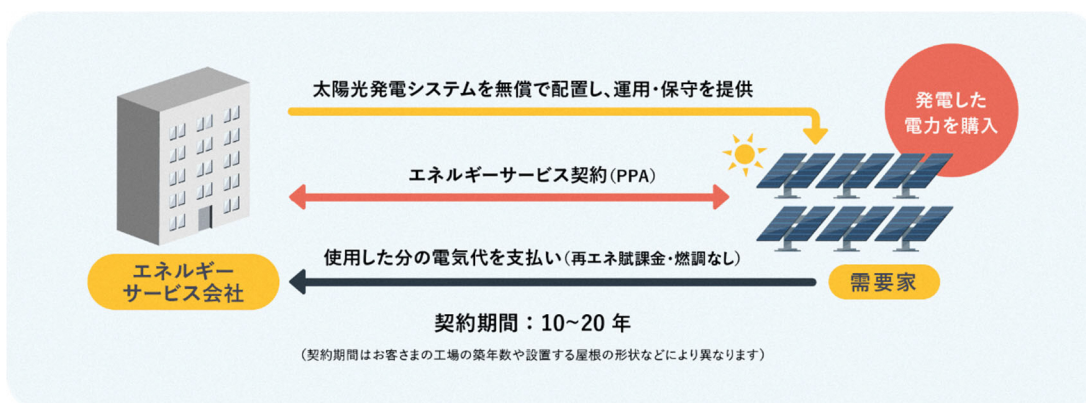
本市は、市内の一事業者として、再生可能エネルギーの最大限導入を進めて、自らが使用するエネルギーの脱炭素化を進めます。公共施設への太陽光発電設備の導入を計画的に実施します。

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・PPA事業による費用対効果の情報発信・再エネ設備導入に向けた施策の実施 ・中小規模事業における再エネ導入の先進事例の情報収集、事業者への情報提供
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設で使用するエネルギーの脱炭素化 ・災害時に活用できる独立電源の確保（BCP 対策） ・先進事例共有による再エネ導入の水平展開
課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果等、経営面における調整が必要 ・市内事業者や金融機関等との調整が必要
補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（国）

<コラム> PPA モデル

PPA（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出の削減ができます。

初期費用不要で太陽光発電設備を導入できること、蓄電池を導入することで非常用電源に利用できること、設置事業者がメンテナンスを行うため管理不要などのメリットがあります。



出典) 再エネスタート はじめてみませんか 再エネ活用（環境省ホームページ）

公共施設の太陽光発電設備導入による消費エネルギー・温室効果ガス削減効果

■ 2030年度（2024年度～）

・太陽光発電設備導入による削減量

消費エネルギー削減量：1,614 MWh/年 温室効果ガス削減量：0.721 千 t-CO₂/年

対象：市役所、小中学校、文化センター、図書館など 32 施設

市民の取組

- 太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 太陽光発電設備から発電された電力の有効活用のため、蓄電池の導入を検討します。
- PPA モデルによる太陽光発電設備の導入を検討します。
- 再生可能エネルギーによる発電割合が高く、温室効果ガス排出量の少ない電力の選択に努めます。
- 温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換に努めます。
- 家庭用燃料電池*システムの導入に努めます。

事業者の取組

- 太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入や活用に努めます。
- 再生可能エネルギー由来の電力の選択に努めます。
- PPA モデルなど、再生可能エネルギーの導入を促進する事業を検討します。
- 再生可能エネルギー機器等の研究開発に取り組みます。
- 温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換に努めます。
- 工場からの排熱を利用した発電、熱融通などを検討します。

<コラム> 促進区域の設定

(地球温暖化対策推進法に基づく「地域脱炭素化促進事業制度」の導入)

令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。

地域資源である再生可能エネルギーはその活用の仕方によって、地域経済の活性化や地域の防災力の向上など、地域のメリットにつながります。一方、再エネの導入に関しては、景観への影響や自然環境への影響、生活環境への影響等といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や土地利用の在り方、公益への配慮等が必要となっています。

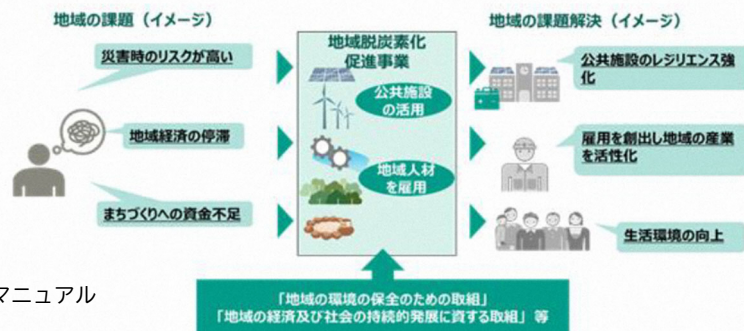
このような背景の下、地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。

これにより、市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づいて、促進区域(地域脱炭素化促進事業の対象となる区域)の設定が努力義務とされています。



出典：地域脱炭素化促進事業の内容と認定の基本的考え方

事業の候補地や配慮調整が必要な課題の見える化がなされることで、事業者にとっては再エネ事業の予見可能性が高まるとともに、促進区域で実施される地域脱炭素化促進事業に係る各種法令手続のワンストップ化の特例等や国の支援施策での優遇等により事業者の負担が減り、事業者の参入が促進されることが期待されます。



出典) 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル (地域脱炭素化促進事業編) (環境省)

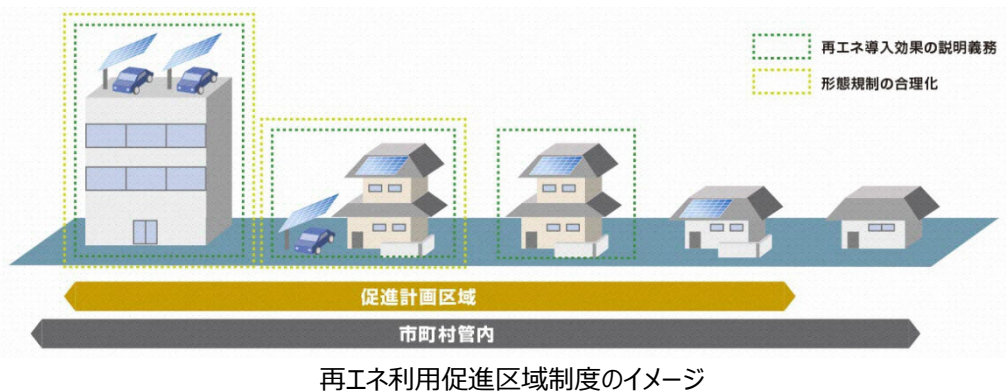
<コラム> 建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」

地域の実情を踏まえた、建築物における再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」（以下、改正建築物省エネ法）により「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」制度が創設されました（令和4年6月公布、令和6年度施行）。

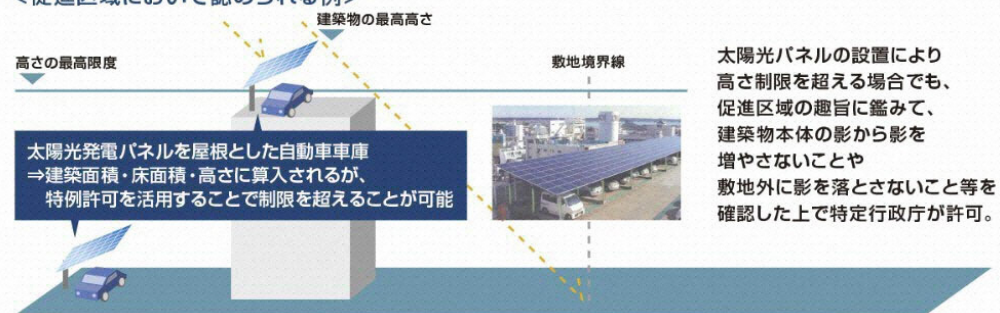
建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下、「促進計画」）を定めることにより、促進計画において定めた建築物再生可能エネルギー利用促進区域（以下、「促進区域」）内において、再生可能エネルギー利用設備（以下、「再エネ利用設備」）の設置促進につながる措置を講じることが可能となります。

市町村は促進計画を作成・公表し、計画対象区域内においては、①建築士から建築主に対する再エネ利用設備についての説明義務、②建築基準法の形態規制の特例許可等の措置が適用されます。

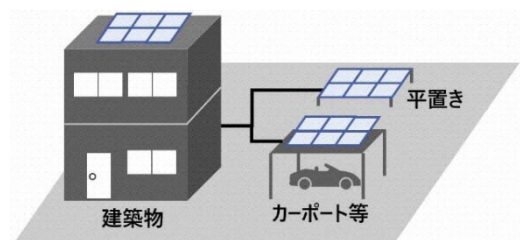
これにより、建築主の行動変容を促すほか、従来は規制により太陽光等の設置を断念・規模を縮小していた建築物について、再エネ利用設備を設置しやすくなるなど、再エネ導入の促進が期待されます。



<促進区域において認められる例>



本制度では建築物に設置する再エネ利用設備が対象であるが、「建築物に設置する」とは、建築物に構造上設置されているもののほか、建築物の敷地内に設置され、設備系統が建築物と設置されているものを含む。



本制度で対象となる再エネ利用設備の設置イメージ

出典) 促進計画の作成ガイドライン (国土交通省)



方針3 脱炭素なまちづくりの推進

市域から排出される温室効果ガス排出量を削減するためには、社会システムや地域の構造を脱炭素に変えていくことが必要です。将来の人口減少・少子高齢化に対応するコンパクトなまちづくりを見据えて、環境負荷の少ない交通手段への転換や、脱炭素化を促進する仕組みづくりなどの整備を進めます。また、緑地や公園・街路樹など、みどりの保全と適正な整備を進めて、二酸化炭素吸収量の確保を図ります。

■ 進行管理指標

進行管理指標	実績		目標	
	直近年度	実績値	目標年度	目標値
自動車 1 台当たりの温室効果ガス排出量※	令和 2 (2020)	1.35 t-CO ₂ /台	令和 12 (2030)	1.10 t-CO ₂ /台
シェアサイクルの利用件数 (延べ)	令和 4 (2022)	73,709 件	令和 12 (2030)	114,000 件
公共施設の充電スタンド設置基数	令和 4 (2022)	0 件	令和 12 (2030)	10 件
公用車の次世代自動車等の導入割合	令和 4 (2022)	28.3%	令和 12 (2030)	83.0%

※2020 年度：運輸部門（自動車）温室効果ガス排出量（東京都提供資料）46,420 t-CO₂ ÷ 市自動車台数 34,452 台 = 1.35 t-CO₂/台、2030 年度：運輸部門（自動車）排出量推計 38,135 t-CO₂ ÷ 推計値 34,585 台 = 1.10 t-CO₂/台

■ 施策と取組内容

施策		取組内容	重点ページ
3-1	交通における脱炭素化の促進	①公共交通機関等の利用促進	
		②次世代自動車の導入促進★	64
		③公用車における次世代自動車の導入促進★	64
3-2	吸収源を増やす取組の推進	①公共施設などの緑化の推進	
		②緑地・樹林の適切な維持管理	

3-1 交通における脱炭素化の促進



① 公共交通機関等の利用促進

交通の円滑化や利用しやすい公共交通の構築を進めるとともに、公共交通機関の利用を促進するための普及啓発を行います。公共交通機関は電動化を推進し、交通の脱炭素化を図ります。

カーシェアリングの普及促進や、シェアサイクルの市内の回遊性を高める環境整備等、シェアリングサービスの普及により、「自転車のまち稲城」の魅力向上と脱炭素化を促進します。

[検討する主な事業等]

- シェアカーの次世代自動車導入の促進、シェアサイクルの利用促進
- 道路交通の円滑化の促進
- iバスの運行や路線の見直し
- 路線バス・iバスのEV化の導入検討

② 次世代自動車の導入促進

重点 p64

燃料電池自動車（FCV）や電気自動車（EV）などの次世代自動車に関する支援や普及啓発を行い、車利用に伴う脱炭素化を促進します。

電気自動車（EV）充電スタンド等の整備を促進するとともに、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）への充電、EV・PHVから施設へ放電（給電）ができるV2H充放電設備設置への助成や情報提供を実施します。

[検討する主な事業等]

- 次世代自動車に関する国や東京都の補助金などの情報提供
- 電気自動車+再エネ+蓄電池の導入促進、創エネ+蓄電池システムの普及推進
- 水素ステーションの設置に向けた検討（再掲）

③ 公用車における次世代自動車の導入促進

重点 p64

公用車において次世代自動車を積極的に導入するとともに、太陽光発電設備の導入と合わせて、電気自動車用充電設備の設置等、必要なインフラ整備を進めます。

[検討する主な事業等]

- 公用車における次世代自動車の導入
- 公共施設や防災拠点等への充電設備の設置

3-2 吸収源を増やす取組の推進



① 公共施設などの緑化の推進

公園・緑地の整備や維持管理など、みどりの保全・創出を進めて、二酸化炭素吸収量の拡大とともに、ヒートアイランド現象*の緩和などの適応策にも貢献します。

[検討する主な事業等]

- 公園・緑地の整備、維持管理
- 道路の緑化、維持管理
- 住宅や事業所における緑化の促進支援
- 緑のカーテンの普及促進

② 緑地・樹林の適切な維持管理

森林整備を促進するため、自治体間連携を進めて、吸収量の確保につなげます。公共施設や小・中学校において、適正に管理された森林から生産された地域産木材を活用した製品の導入を推進します。

[検討する主な事業等]

- 森林環境譲与税の活用検討
- 提携自治体との森林を活用した環境教育・体験学習の推進

<コラム> 自治体間連携による森林整備事業・普及啓発等の取組

森林資源に乏しい地域では、他の自治体との連携により二酸化炭素吸収源としての役割を持つ森林の確保や、森林を身近に感じる機会の創出が必要です。脱炭素社会の実現に向けて、森林資源を持っている自治体との連携・協力や、「森林環境譲与税」を活用した緑化事業が実施されています。

東京都豊島区では、交流都市と協定を締結し、森林環境譲与税を活用した協定自治体の森林整備事業（間伐等）に協力しています。森林整備による二酸化炭素吸収量について、森林のある自治体へ申請し、排出される二酸化炭素と相殺（カーボン・オフセット）する認証を受ける取組が進められています。

森林整備
自治体間連携
東京都豊島区・長野県箕輪町（自治体間連携による森林整備）

▶ 東京都豊島区と長野県箕輪町は、交流都市である関係性を活かして、「としまの森」整備事業を令和2年度から実施。
▶ 令和2年度は、豊島区に交付される森林環境譲与税を活用し、以下の取組を実施した。

- ・ 箕輪町のながた自然公園に隣接する整備が必要な山林において、0.50haの間伐を実施し、豊島区は長野県の「森林（もり）の里親推進事業」によるCO2吸収量として、4.7t-CO2/年の承認を受けた。

※ としまの森事業として、交流人口の増などを目的に、豊島区住民に参加してもらった環境交流ツアーを企画したが、コロナウイルスを取り巻く状況により開催に至らなかった。

□ **事業内容**

森林整備

- ・ 豊島区と箕輪町で、森林整備に関する協定を締結。箕輪町内森林の間伐、作業道開設を実施した。

また、豊島区は、長野県「森林（もり）の里親促進事業」CO2吸収評価認証制度によるCO2吸収量承認を受けた。

【事業費】3,060千円（うち譲与税2,774千円（豊島区分を活用））

【実績】間伐0.5ha 作業道開設300m 二酸化炭素吸収量4.7t-CO2/年 ※豊島区承認分

□ **事業スキーム**

□ **工夫・留意した点**

- ・ 都市部の森林環境譲与税を活用して森林整備が進むほか、交流人口、関係人口の増加が期待できる。
- ・ 5年間で2.9haの森林を整備する協定を締結。

◇ **基礎データ**

①令和2年度譲与額	6,254千円
②私有林人工林面積（※1）	1,359ha
③林野率（※2）	65%
④人口（※3）	25,241人
⑤林業就業者数（※3）	9人

※1：「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」より、
※2：「2015農林業センサス」より、※3：「H27年国勢調査」より

出典）令和2年度の森林環境譲与税の取組事例集（総務省ホームページ）

また、森林環境譲与税は、森林整備だけでなく、林業の職場見学や作業体験などを通じた人的交流や、公共施設等への木材利用、イベントを通じた普及啓発活動などに活用されており、森林や林業への関心を高める取組みが全国的に進められています。

<重点施策> 3-1 交通における脱炭素化の促進

②次世代自動車の導入促進

③公用車における次世代自動車の導入促進

本市の運輸部門における二酸化炭素排出量のうち9割が自動車からの排出であり、立地の特性上、自動車の利用頻度が高いことから、自動車利用に伴う温室効果ガス排出量削減が重要です。

市では人口増加に伴い車両保有台数が増加傾向にあり、国、東京都、市の補助制度を活用した次世代自動車への転換を支援するとともに、EV充電器設備の整備を促進します。

取組内容	市	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の更新時には次世代自動車の導入 ・カーボンニュートラル住宅設備等補助金、国や都の補助制度の周知 ・新築マンション建築時のEV充電器設置の呼びかけ ・防災の一環としてEVの蓄電機能に着目した事業者との連携 ・エコドライブ*の推進
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車への次世代自動車の導入 ・エコドライブの実施
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・社用車の次世代自動車の転換 ・EV充電器の設置 ・エコドライブの実施
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車転換による走行中の排ガス量、化石燃料由来のCO₂排出量の削減 ・充電インフラの整備による次世代自動車への切り替えの促進 ・蓄電池としての次世代自動車活用によるレジリエンス強化 	
課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSの活用等、補助制度の情報提供方法の検討 ・既設マンションへのEV充電器設置 ・駐車場、充電機器等の設置場所の検討 	
補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル住宅設備等補助金 ・国及び東京都のEV等導入費補助金 	

市民の取組

- 近距離の移動の際には、自転車の利用や徒歩での移動に努めます。
- カーシェアリングによる車両の共同利用に努めます。
- 車の購入や買い替え時には、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車）の購入を検討します。
- 次世代自動車をV2Hとしての活用に努めます。
- 車の使用時には加減速の少ない運転を心がけ早めのアクセルオフに努めます。
- 車の停止時には、エンジンを停止するアイドリングストップ*に努めます。
- 宅配サービスは置配や宅配ボックスなどを活用し、再配達をしないように努めます。
- 長距離の移動の際には、バスや電車などの公共交通機関の積極的な利用に努めます。
- 近隣の里山整備などの森林管理に参加・協力します。
- 地域の木材を使用した木製品の利用を図ります。
- 緑のカーテンなどの壁面緑化、ベランダや庭の緑化に努めます。

事業者の取組

- 電車、バス等の公共交通機関の利用を推進します。
- カーシェアリングの活用や事業の検討を行います。
- 車の買い替え時には、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車）の購入を検討します。
- 車の使用時には加減速の少ない運転を心がけ早めのアクセルオフを推奨します。
- 車の停止時には、エンジンを停止するアイドリングストップを推奨します。
- 緑のカーテンなどの壁面緑化、事業所の屋上の緑化に努めます。
- 事業者の敷地内への植樹などにより緑化に努めます。
- 農地の適正管理に努めます。
- 近隣の里山整備などの森林管理に参加・協力します。
- 地域の木材を使用した木製品の利用を図ります。



方針 4 循環型社会の構築

循環型社会の構築により、ごみの減量化と資源化を進めることは、ごみの焼却処理にかかる温室効果ガス排出量の削減となります。廃棄物分野の温室効果ガス排出量は、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却による排出が大部分を占めているため、プラスチックごみの削減に向けた取組を進めます。また、再利用・再資源化についても、資源の消費抑制を図り、循環利用に向けて、5R+1[協働]の取組強化や、啓発を推進していきます。

■ 進行管理指標

進行管理指標	実績		目標	
	直近年度	実績値	目標年度	目標値
市民 1 人が 1 日に出す可燃・不燃ごみの量※1	令和 4 (2022)	421 g/人・日	令和 15 (2033)	350 g/人・日 以下
資源化率	令和 4 (2022)	30.6%	令和 15 (2033)	37.0% 以上

※1 1 人 1 日あたりのごみ排出量：可燃ごみや不燃ごみ、粗大ごみ等を含む指標

※第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画の数値

■ 施策と取組内容

施策		取組内容	重点ページ
4-1	ごみの発生抑制、資源化・再利用の促進	① 5R+1[協働]の推進	
		② プラスチックごみの削減★	69
		③ 食品ロスへの対策	
		④ グリーン購入の推進	

4-1 ごみの発生抑制、資源化・再利用の促進



① 5R+1[協働]の推進

5R (Refuse (リフューズ: 発生回避)、Reduce (リデュース: 発生抑制)、Reuse (リユース: 再使用)、Recycle (リサイクル: 再生利用)、Respect (リスペクト: 敬意)) +1 [協働]、を進めるため、ごみに関する啓発活動や情報提供を行い、ごみの減量化・資源化に取り組みます。

家庭から出る生ごみの減量化や再利用の推進を目的として、生ごみ処理機等の購入への助成や情報提供を実施します。

[検討する主な事業等]

- 廃棄物の発生抑制、再資源化・再利用の促進
- ごみの削減、分別に関する普及啓発
- 生ごみ処理機等の購入への助成

② プラスチックごみの削減

重点 p69

プラスチックの適正処理に向け、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、プラスチックごみの排出抑制・リサイクルを促進します。

[検討する主な事業等]

- プラスチックごみの分別収集の推進
- プラスチックの資源化の促進

③ 食品ロスへの対策

食品ロスの削減に向けた行動を促進することにより、家庭や事業所から排出される食品ロスの収集・運搬・処理(廃棄)に係るエネルギーと、温室効果ガス排出量の削減につなげます。

[検討する主な事業等]

- 食品ロス削減に関する取組の普及啓発
- フードドライブの実施推進
- 給食残渣の堆肥化等

④ グリーン購入の推進

グリーン購入に関する情報提供を行い、配慮して製造された商品の選択・購入を促進します。事業者に対しては、環境に配慮した材料の調達や製造を行うよう働きかけます。

[検討する主な事業等]

- グリーン購入・調達に関する情報提供
- 環境配慮製品の生産促進

<コラム> プラスチックごみの分別

プラスチックを燃やすと、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が多く発生します。ごみ焼却で発生する二酸化炭素の削減、海洋汚染の大きな原因であるプラスチックごみの海への流出防止など、プラスチックごみを分別・収集し、リサイクルすることで、地球環境への負担は少なくなります。

国は、これらのプラスチックごみ問題等を契機として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を制定し、使い捨てプラスチックごみの削減や、バイオプラスチックの導入促進など、プラスチックの資源循環を加速化させて、循環型社会への移行を進めています。また、地方自治体においては、プラスチックを分別収集することが努力義務となりました。

市では、「再資源化が可能な」プラスチックごみを、燃えるごみとは別に収集する、分別収集を進めており、焼却処理せずリサイクルすることで、循環型まちづくりを目指します。



＜重点施策＞ 4-1 ごみの発生抑制、資源化・再利用の促進

②プラスチックごみの削減

ごみの削減・リサイクル、プラスチックごみ分別収集に向けた取組や効果について、情報発信を行い、ごみの減量化・再資源化を図ります。環境情報の充実及び啓発活動等により、市民、事業者の意識向上を図ります。

取組内容	市	<ul style="list-style-type: none"> ・5R+1[協働]の取組によるごみ減量化の推進 ・プラスチックごみの分別収集、プラスチックごみ分別ガイドの作成 ・リサイクルの推進 ・各種団体が実施する資源集団回収の奨励 ・取組方法や効果の情報提供
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別の徹底 ・マイバッグやマイボトルの利用によるプラスチックごみの削減
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動や運営方法の見直し等によるごみの削減、プラスチックの資源化
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの焼却に伴って発生する温室効果ガス排出量の削減 ・ごみ処理コストの削減、焼却施設の長寿命化 ・資源の有効活用及び自然環境への負担低減 	
課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・取組方法のさらなる普及啓発 	

ごみの減量化・リサイクルの推進等による消費エネルギー・温室効果ガス削減効果

■ 2030年度

【削減見込量】 $2.77 \text{ t-CO}_2/\text{t} \times 960 \text{ t} = 2,659 \text{ t-CO}_2$

・可燃ごみに含まれるプラスチック類の排出量：9,888.9 t-CO₂/年

(3,570 t/年 (2022 (令和4) 年度実績) × プラスチック焼却量 1 t 当たりの CO₂ 排出量 2.77 t-CO₂/t)

・分別回収によるプラスチック回収量：960 t/年 (80 t/月 × 12 か月の場合)

(プラスチック焼却時の CO₂ 排出係数 2,770 kg-CO₂/t (区域算定マニュアルより))

市民の取組

- 買い物時は、使いきれぬ量、食べられる量など、必要な分だけ購入します。
- ごみ・リサイクルカレンダーやごみ分別アプリを活用し、ごみの分別ルールを守ります。
- 家庭から出る生ごみについては、生ごみ処理機等による減量化や再利用に努めます。
- マイバッグ・マイボトルの利用や、包装の少ない商品を選ぶことにより、使い捨てプラスチックごみの削減に努めます。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用し、不用品を有効利用します。
- 食べ残しや食品を無駄にしないよう心がけ、普段の買い物は商品棚の手前にある商品を選ぶなど、食品ロスを削減します。
- 修理や修繕により製品の長期間の使用に努めます。
- 廃棄物に関連する講座や学習活動に参加します。

事業者の取組

- ごみの分別を徹底し、排出したごみについて適正に処理します。
- 事業所内に「リサイクルボックス」を設置するなど、廃棄物の排出抑制に努めます。
- 繰り返し使用できるリターナブル容器の利用や回収を促進し、使い捨て容器の使用抑制に努めます。
- 製品やサービスを購入する際には、再資源化された商品の購入や、環境にやさしいエコ製品を優先するなど、グリーン購入を心がけます。
- 事業活動を通じて発生する食品循環資源のリサイクルに努めます。
- 再生資源の素材材料やリサイクル製品等を優先的に使用するよう努めます。
- 再生紙などの再生製品、エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境への負荷の少ない製品、リサイクル製品等のグリーン購入の積極的な実施に努めます。
- 耐久性の高い製品や再使用しやすい製品の製造・販売を検討します。
- 廃棄物に関する研修会や勉強会の開催による普及啓発に努めます。



方針5 主体間の協働・連携

脱炭素への取組を進めるには、あらゆる立場や世代での環境教育の機会にふれられるよう、多様な環境教育・環境学習を促進します。市、市民、事業者が連携・協働し、それぞれの立場で脱炭素につながる行動様式に転換することが重要であり、他自治体との連携も含めた多様な主体間の取組を推進します。

■ 進行管理指標

進行管理指標	実績		目標	
	直近年度	実績値	目標年度	目標値
環境学習講座・イベント等の満足度	令和4 (2022)	—	令和12 (2030)	90%以上
脱炭素に関する講演会などの開催	令和4 (2022)	—	令和12 (2030)	1回以上/年

■ 施策と取組内容

施策		取組内容	重点ページ
5-1	脱炭素につながる行動様式への転換	①脱炭素に向けた行動の促進★	74
		②脱炭素経営に向けた取組支援	
5-2	主体間連携の推進	①環境教育・学習の推進★	75
		②主体間連携の推進	

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 参考資料

5-1 脱炭素につながる行動様式への転換



① 脱炭素に向けた行動の促進

重点 p74

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、私たちの暮らしそのものを、脱炭素な生活様式・ビジネススタイルに転換し、温室効果ガス排出量を削減する必要があります。

脱炭素につながる行動について普及啓発を行い、日常生活や事業活動の中で自ら率先して行動できるように、意識向上につなげます。

[検討する主な事業等]

- 省エネに関する取組例や節約効果等の情報提供、普及啓発
- 国や東京都の補助事業の情報提供、利用促進
- 先進事例の収集及びホームページなどによる公表

② 脱炭素経営に向けた取組支援

世界的な課題である気候変動問題を受けて、脱炭素への取組は企業活動にとって不可欠となっています。

事業者、金融機関等と連携を図りながら、脱炭素化に取り組むための機会を創出します。

脱炭素の取組を紹介するセミナー開催など、脱炭素経営の実践につながる情報を発信します。また、省エネに関する取組方法等の情報提供など、中小企業の脱炭素化に向けた取組を支援します。

[検討する主な事業等]

- 中小企業向け脱炭素経営に関する取組のセミナー開催、情報提供
- 脱炭素関連の融資制度の検討
- 脱炭素認定企業の検討

5-2 主体間連携の推進



① 環境教育・学習の推進

重点 p75

より多くの人々が脱炭素の取組に参加するためには、具体的に何をすればよいのかを知ることが重要です。市民、事業者に対する研修会等を実施し、情報提供や環境意識の向上を図ります。

また、環境課題に取り組む人材の確保・育成が重要です。学校における環境教育では、子供たちが身近な環境課題について自ら考えるよう、環境教育を充実させるとともに、家庭での脱炭素行動を促すことで、環境を大切にすることを意識の醸成を図ります。

[検討する主な事業等]

- 事業者や市民団体等と連携した環境学習講座の実施
- 学校や公共施設における意識啓発
- 市民・事業者向け講座や研修会等の実施検討、情報提供

② 主体間連携の推進

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、市、市民、事業者の各主体が、情報交換をする場の提供を行い、協働・連携を支援します。

また、国や東京都、他自治体との積極的な情報交換や広域連携を検討・実践します。森林吸収やカーボン・オフセット*の調達を検討し、他自治体と連携した脱炭素に向けた取組の推進を図ります。

[検討する主な事業等]

- 協定企業による講演会の開催
- 市民・事業者間セミナー等の情報提供の場の提供
- 国、東京都、周辺自治体との情報交換、連携事業の検討

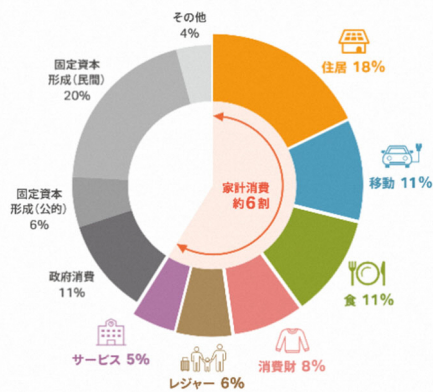
<コラム> ライフスタイルに関連する温室効果ガス排出量

日本の温室効果ガス排出量を消費ベースで見ると、全体の約60%が家計関連からの排出であり、私たちの生活を支える製品やサービスの利用を通して温室効果ガスが生じています。

家計が消費するあらゆる製品やサービスは、資源採掘、素材生産、製品組み立て、輸送、使用、廃棄まで、全てで温室効果ガスを排出しており、一人ひとりが脱炭素なライフスタイルに変えていくことは、これらの排出を抑えることにつながります。

気候変動による重大な影響を低減するため、地球の平均気温上昇を1.5℃未満に抑えるには、世界全体で2030年には、1人1日あたり2,500~3,200 kg-CO₂eの排出に抑えることが必要とされています。

■ 消費ベースでの日本のライフサイクル温室効果ガス排出量



■ 1人1日あたり削減量目標



日本のカーボンフットプリント内訳 (2015年)

出典) カーボンフットプリント削減効果データブック (南斉規介 (2019) 産業連関表による環境負荷原単位データブック (3EID)

(国立環境研究所)、Nansai et al. (2020) Resources, Conservation & Recycling 152 104525、総務省 (2015) 平成27年産業連関表に基づく推計)

<重点施策> 5-1 脱炭素につながる行動様式への転換

①炭素に向けた行動の促進

世界的な課題である気候変動問題を受けて、社会全体で、脱炭素への取組が不可欠となっています。2050年カーボンニュートラルを実現するためには、暮らしの全領域での温室効果ガス排出削減が必要であり、一人ひとりの行動変容や、ライフスタイルの転換を進めることが求められています。

脱炭素に関する取組を紹介するセミナー開催など、脱炭素行動の実践につながる情報を発信します。また、省エネに関する取組方法等の情報提供など、脱炭素に向けた取組を支援します。

取組内容	市	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入の理解促進や関心を高めるための情報発信 脱炭素行動の実践につながる講座・イベント開催
	市民	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素に向けた意識の高揚と、暮らしの全領域における行動の実践 市の施策・取組への協力
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ・省エネ機器の導入や取組による効果・メリットの享受と、意識の転換 再生可能エネルギーの導入などの脱炭素に向けた取組の加速化・機運の向上 	
課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> 行動変容のベースとなる、気候変動等の理解や関心の底上げ 環境に関する講座・イベントの実施方法の検討、参加者の確保 脱炭素に有効な取組や補助事業に関する情報不足、資金面のハードル メリットの可視化や効果が実感できる体験など、実践への意欲が得られる機会の提供 	

<コラム> 「デコ活*」脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

脱炭素の実現に向けて、暮らしやライフスタイルの分野でも大幅な削減が求められます。しかしながら、近年の調査では、国民の9割が脱炭素という言葉を知っている一方、「何をしたらよいか分からない」との意見が最も多く、具体的な行動には結びついていません。

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）は、今から約10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、2030年の温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしの提案です。「デコ活アクション」を日常生活や仕事の中で実践し、新しいライフスタイルへの転換を進めていきましょう。

出典）脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後（環境省ホームページ）



＜重点施策＞ 5-2 主体間連携の推進

①環境教育・学習の推進

地球温暖化対策と再生可能エネルギー導入を自分事として捉え、市全体で脱炭素化における機運の醸成を図るため、市内の事業者やエネルギー事業者等と連携した環境教育や、学校における環境学習を検討します。

また、子育て世代や、若年齢層など、次代を担う市民の環境に対する意識の醸成を促進するため、SNS や IT を積極的に活用し、効果的な情報発信や環境教育の実施方法の検討に努めます。

取組内容	市	<ul style="list-style-type: none"> ・協定企業と連携した環境講座・教育の実施 ・再生可能エネルギー導入の理解促進や、環境への関心を高めるための情報発信
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する講座・イベントへの積極的な参加 ・日常生活における脱炭素行動の実践
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の環境講座への参加を通じて、市の施策・取組への協力 ・自社の環境への取組を積極的に発信
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育を通じて、脱炭素に関する意識が醸成され、家庭や地域においても、新しい行動様式に取り組み、定着化が図られる。 ・再生可能エネルギーの導入などの脱炭素に向けた取組の加速化・機運の向上 	
課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS や IT を活用した環境に関する情報の効果的な発信・環境教育の実施方法の検討 ・環境に関する講座・イベントへの参加者の確保 	

市民の取組

- 日常の中で、環境に配慮した行動や製品・サービスの選択等、自分ができる行動を実践します。
- 地球温暖化や気候変動に係る環境学習や、省エネや自然エネルギー活用などのイベント等、環境問題を学べる場に積極的に参加します。
- 学校での子どもの環境教育・学習に協力していきます。
- 市が進める環境イベントやエコまちづくりに協力していきます。

事業者の取組

- 業務の中で、環境に配慮した行動や製品・サービスの選択等、事業者ができる行動を実践します。
- 地球温暖化や気候変動に係る環境学習や、省エネや自然エネルギー活用などの体験学習を企画・実践するなど、環境学習の機会を提供していきます。
- 学校での子どもの環境教育・学習に協力していきます。
- 市が進める環境イベントや講習会に協力していきます
- 従業員の環境意識の向上に努めます。また、環境学習イベント等を実施する機会の提供に協力します。